

判例六法プロフェッショナル 令和七年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法プロフェッショナルは、基準日(令和六年九月一日)までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法プロフェッショナルに掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和七年六月二日から令和八年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和八年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法プロフェッショナル本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和六年二月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和七・六・六までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法プロフェッショナルに掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和六年二月一日

有斐閣六法編集室

凡 例

- 〔内容現在〕 令和六年二月一日
- 〔掲載内容〕 判例六法プロフェッショナル令和七年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。
- 〔施行期日の範囲〕 令和七年六月二日から令和八年三月三十一日まで(令和八年四月一日以降のものは判例六法プロフェッショナルに注記を加えて掲載した)。
- 〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法プロフェッショナルと同一の部分については(略)などと表記して、項及び号の範囲で省略している。
- 〔改正法令一覧〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。
- 〔施行日決定一覧〕 判例六法プロフェッショナル基準日(令和六年九月一日)から令和六年二月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を「一覧」で掲げた。

施行日決定一覧

法 令 名	施 行 期 日	施行期日を定めた法令
道路交通法の一部を改正する法律(令和四法三)附則第一条第四号	令和七・三・二四	令和六・一・一政三四
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五法四)附則第一条第三号	令和七・五・二六	令和六・九・一三政二八四
金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和五法七)附則第一条本文	令和六・一・一	令和六・一〇・三〇政三〇
情報通信技術の進展等への環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(令和五法〇)附則第一条本文	令和六・二・一	令和六・一〇・三〇政三三四
大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五法六)附則第一条本文及び同条第二号	附則第一条本文につき令和六・二・二二、同条第二号につき令和七・三・一	令和六・九・一政二八一

官報の発行に関する法律（令和五法八五）附則第一条	令和七・四・一	令和六・九・二七政三〇九
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六法二九）附則第一条	令和七・四・一	令和六・一〇・三〇政三三二
金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六法三三）附則第一条第一号	令和六・二・二二	令和六・二・二〇政三四七
二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六法三八）附則第一条第三号	令和六・二・二八	令和六・二・二〇政三四〇
都府県緑地法等の一部を改正する法律（令和六法四〇）附則第一条	令和六・二・二八	令和六・二・二〇政三八
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六法四二）附則第一条第一号	令和七・一〇・一	令和六・九・二政一八〇
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六法五三）附則第一条第一号	令和六・二・二一	令和六・一〇・二一政三一

目次

公 法

- 個人情報保護に関する法律（平成二五法五七）……………三
- 政助成法（平成六法五）……………三
- 政治資金規正法（昭和三法一九四）……………三
- 公証人法（明治四法五三）……………六
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五法二七）……………八
- 国税通則法（昭和三七法六六）……………九
- 国税徴収法（昭和三四法二四七）……………九
- 所得税法（昭和四〇法三三）……………一〇
- 法人税法（昭和四〇法三三）……………一〇
- 消費税法（昭和六三法一〇八）……………一一
- 地方税法（昭和二五法二二六）……………一一
- 土地収用法（昭和二六法二二九）……………一二

民 事 法

- 民法（明治一九法八九）……………一二
- 民法施行法（明治二二法一一）……………一二
- 不動産登記法（平成一六法二二三）……………一三
- 担保付社債信託法（明治三八法五二）……………一三
- 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四六法四〇）……………一三
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成二三法三二）……………一四

刑 事 法

- 民事執行法（昭和五四法四）……………一四

社 会 法

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成二二法三六）……………一五
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成二五法七六）……………一五
- 労働組合法（昭和二四法一七四）……………一七
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和〇法八八）……………一七
- 雇用保険法（昭和四九法一一六）……………一七
- 厚生年金保険法（昭和二九法一一五）……………一九
- 児童福祉法（昭和二二法一六四）……………二〇
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五法二二三）……………二〇
- 銀行法（昭和五六法五九）……………二〇
- 保険業法（平成七法一〇五）……………二〇
- 貸金業法（昭和五八法三三）……………二二
- 金融商品取引法（昭和三三法五五）……………二二
- 農地法（昭和二七法二二九）……………二二

産 業 法

いて、当該交付を行う市町村長（次項から第五項まで及び第八条の二第三項において「交付市町村長」という）は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

一・二（略）

②（略）

③（略）

新第一八条の一 第八條の四（改正により追加）

（個人番号カードの発行に関する手数料）

第八條の四 機構は、第十條の第一項、第五項及び第七項並びに第七條第三項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

②（略）

③（略）

機構は、第一項の手数料の徴収の事務を交付市町村長（第十七条第二項又は第四項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合にあつては、当該市町村長）に委託することができる。

（改正の第一八条の五）

第五條 人を欺ぎ、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

②（略）

第五條 第二十四條第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五條の二 第二十一条の二第八項又は第四十五条の二第二項において準用する第三十四条第一項又は第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五四條 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員に質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五五條 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五五條の二 第二十一条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員に質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五七條 法人でない団体で代表者又は管理人に定めのあるものを含み、以下の項において同じ。の代表者若しくは管理人又は法人若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一（二略）

②（略）

○国税通則法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・四法五三）本則五八条（令和七・二・一三までに施行）
- ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六・六・七法四六）附則八条三号（令和七・六・六までに施行）

（当該職員の相続等に関する調査に係る質問検査権）

- 第七四條の三①（略）
- ② 国税庁等の当該職員は、納税義務がある者等に係る相続若しくは贈与税に関する調査又は当該相続若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した公正証書の原本のうち当該納税義務がある者等に関する部分の閲覧を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。
- ③（略）
- ④（略）

（特定事業者等への報告の求め）

- 第七四條の七①②（略）
- ③ 住書略
- ④ 一三三略
- 一四一三略
- イ・ロ（略）
- ハ（番号）（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号（第百一十四条「書類提出者の氏名、住所及び番号の記載」において「個人番号」という）又は同法第百一十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）
- ⑥（略）

○国税徴収法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・四法五三）本則五七条（令和七・二・一三までに施行）
- ・法定納期等以前に設定された質権の優先

第五五條①（略）

（住書略）

- ②（略）
- ③（略）
- ④（略）
- 一三三（略）
- 四 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第七條第一項 公証人法の規定の準用において準用する公証人法（明治四十一年法律第五十五号）第六十條七第四項 書面の交付による情報の提供 の規定により交付を受けた書面

略	第七十一 七条第一 項第四号 (青色申 告の承認 の取消 し)
---	---

○消費税法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・所得税法等の一部を改正する法律(令和五・三・三法三)
 - 本則六条(令和七・二・一五まで施行)
 - ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和六・六・七法四六)附則八条六号(令和七・六・六まで施行)

⑤(電子情報処理組織による申告の特例)

第四六条の二(一)略

第五項の場合において、国税通則法第二百四十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成十五年法律第二十七号)第二十五条(定章)に規定する法人番号をいう。)の記載については、第一項の事業者は、国税通則法第二百四十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

別表第一(第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二関係)

七(往書略)

- イ(略)
- ロ 社会福祉法第三条(定義)に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第一項(定義)に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等(社会福祉法第一条第一項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を経営する事業。同条第二項第一号の二に規定する認定生活困窮者就労訓練事業。同条第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第十三項又は第十四項(定義)に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業)に限る。において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。
- ハ(略)
- 八(略)
- 八(略)

○地方税法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・地方税法等の一部を改正する法律(令和五・三・三法一)
 - 本則一条(令和八・一・施行)
 - ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和六・六・七法四六)附則八条一号(令和七・六・六まで施行)

②(預貯金者等情報の管理)

第九〇条の一の二(金融機関等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第一条第一項各号に掲げる者及び農水産協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産協同組合をいう。以下この条において同じ。))は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報(預貯金者等(預金保険法第二条第三項に規定する預貯金者等をいう。以下この条において同じ。))の氏名、法人にあつては、名称、次条及び第三十条の十の四において同じ。及び住所又は居所(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地。次条及び第三十条の十の四において同じ。))その他預貯金等(預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金をいう。)の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう。)を当該金融機関等が保有する預貯金者等の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第一条第五項に規定する個人番号をいう。次条及び第三十条の十の四において同じ。))の法人にあつては、法人番号(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。))次条及び第三十条の十の四において同じ。により検索することができる状態での管理しなければならない。

第三(所得控除)

第三一四条の二(往書略)

十の二(自己と生計を一にする配偶者(第三十三三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得者の納税義務者(その配偶者がこの号に規定する所得額の納税義務者としてこの号の規定の適用を受けてい

るものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。))次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- イ(略)
- イ(略)
- イ(略)

○土地収用法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則三七条（令和七・二・一三までに施行）

第九十一条（前）による損失の補償の裁決手続

- ① 前項の規定による償務名義についての執行文の付号は、取用委員会の会長が行う。民事執行法第十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。
- ② 略

○民法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則四九条（令和七・二・一三までに施行）

第三十一条（債権者のみなし承諾）

- ① 第三号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第六十八条において準用する同法第六十三条第三項若しくは第六十八条の第三項の規定又は同法第六十八条第一項第五号の謄本が提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。）が確定したとき。

第九十六条（公正証書遺言）

- 一、二、略
- 三、公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること（改正により削られた）
- 四、遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。（改正により削られた）
- 五、公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作つたものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。（改正後の①）
- ②（改正により追加）

第九十六条の二（公正証書遺言の方式の特則）

- ① 口がきけない者が公正証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第二号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、通訳人の通訳による申述又は自書とする。
- ② 前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。（改正により削られた）
- ③ 公証人は、前二項に定める方式に従つて公正証書を作つたと

きは、その旨をその証書に付記しなければならない。（改正後の②）

（外国に在る日本人の遺言の方式）

第九八四条 日本領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によつて遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。この場合においては、第九百七十九条第四号又は第九百七十九条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十九条第一項第四号の印を押すことを要しない。

○民法施行法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則五四条（令和七・二・一三までに施行）

第一条（日付情報を含む情報の提供等）

- ① 公証人法第六十条ノ七及び第六十条ノ八規定ニ指定公証人が第九条第二項ニ規定スル請求ニ因リ日付情報ヲ付スル場合ニシテ準用ス
- ② 略

第二条（確定日付記入の手数料）

- ① 略
- ② 略
- ③ 第一項ノ規定ハ第五條第二項ニ規定スル請求ヲ行フ者並ニ前条第一項ニ於テ準用スル公証人法第六十條ノ七項及ビ第三項ノ規定ニ依ル請求ヲ行フ者ニシテ準用ス

○不動産登記法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
・民法等の部を改訂する法律 令和三・四・二八法四 本
則二条 令和八・一・二施行
- 第一九二条の二 改正により追記

- (地図の写しの交付等)
第二〇条① 略
- ③ 前条第三項から第五項までの規定は、地図等について適用する。

○担保付社債信託法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
・民間関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五・六・一四法五
三三 本則三三條(令和七・一二・一三までに施行)

- 担保権の実行の義務等
第四三條① 略
- ② 受託会社は、総社債権者のために、当該受託会社に付与された執行力のある債務名義の正本に基づき担保物について強制執行をし、担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権の実行の申立てをすることができる。
- ③ 略

○民事訴訟費用等に関する法律

令和七年六月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五・六・一四法五
三三 本則三八條(令和七・一二・一三までに施行)
- ・スマートフォンの利用に関する特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和六・六・一四法五八 附則四
条九、令和七・一二・一八までに施行)

- (当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)
第二一(注略)
- 十一 強制執行の申立て若しくは略
- 十二 配当要求のための債務名義の正本の交付、執行文の付与又は民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十九条の規定により送達すべき書類の交付を受けるために要する費用

- 十三 公証人法(明治四十一年(略)法律第五十三号)第五十七条ノ二の規定により公証人がする書類の送達のために要する費用
- 十四 一八(略)

別表第一(第三条、第四条関係)

一七	の二 略	略
一七	イ	本、破産法第百八十六條第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第百九十二條第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第百四十八條第一項の規定による免許許可の申立て若しくは同法第百五十六條第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第百四十八條第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決

定の取消し	の申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止め等の取消し若しくは仮の差止めの決定の取消し(昭和二十四年法律第百七十四号)第二十七條の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六條第三項若しくは第十七條第一項若しくは第十八條第四項の申立て、借地借家法第四四條第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任するこの許可を求めた申し立て、労働審判法第二項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任するこの許可を求めたの申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七條第一項若しくは第二項の規定による民事執行手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求めた申立て、人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)第三十九條第一項の規定による申立て、特許法(昭和二十四年法律第百二十一号)第五百五條の二の三第百五十五條の四第一項若しくは第百五十五條の五第一項の規定による申立て、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百四十四條の六第一項若しくは第百四十四條の七第六項の規定による申立て、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十條第一項若しくは第十一條第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第八十一條第一項若しくは第八十二條第一項の規定による申立て、種田法(平成十年法律第八十三号)第四十條第一項若しくは第四十一條第一項の規定による申立て、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和一年法律第十二号)第十一條第一項若しくは第十二條第一項の規定による申立て又は仲裁法第四十九條第七項の規定による申立て
-------	--

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

有効な改正前規定（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（民事執行法））

令七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令相五・六・四四五）
- 三本則（令相七・二・一三まで）に施行）
- （近接禁止命令等の申立て等）

第二條（略）

- ③ 前二項の書面（以下「申立書」という。）に、第五項第五号から二までは、前項第五号イからニまでに掲げる事項の記載をなす場合においては、申立書は、第一項第五号から第四号までは前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第二項の認証を受けたものを添付しなければならない。

○民事執行法

令七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令相五・六・四四五）
- 三本則（令相七・二・一三まで）に施行）
- （債務名義）

第二條（債務名義）

- 一 四の二（略）
- 五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成された公証書、執行官が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている（以下「執行証書」という。）

第二條（強制執行）

- 五 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣告を付し少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに言された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

執行文の付与

- 第二六条（略）執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義について、事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本を保存する公証人が付与する。
- ② 執行文の付与は、債権者が債権者に対しその債務名義により強制執行をすることができるときに行う。
- 一三（改正により追加）

（債務名義等の送達）

- 第二九条（略）強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債権者に送達されたときに限り、開始することができる。第十七条の規定により執行文が付された場合においては、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

（配等の額の供託）

- 第九一条（略）（略）

民事執行法）

- 三 第三十九條第一項第七号又は第八十二條第一項第六号に掲げる文書が提出されてるとき
- 四（略）

（執行官の供託）

- 第四一条（略）（略）
- 一・二（略）
- 三 第三十九條第一項第七号又は第九十二条において適用する第九十三條第一項第六号に掲げる文書が提出されてるとき
- 四（略）

（不動産担保権の実行の開始）

- 第一八一条（略）不動産担保権の実行は、次に掲げる文書が提出されたことに限り、開始する。
 - 一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法第七十五条の審判又はこれらと同の効力を有するもの謄本
 - 二 担保権の登記簿（公証人が作成した登記事項証明書）
 - 三 担保権の存在（仮登記を除く）に関する登記事項証明書
 - 四 一般の先取特権にあつては、その存在を証する文書
- ④（略）
- ⑤ 不動産担保権の実行の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、不動産担保権の実行の申立てにおいて提出された前三項に規定する文書の目録及び第一項第四号に掲げる文書の写しを相手方に送付しなければならない。
- 一・二（改正により追加）

（不動産担保権の実行の手続の停止）

- 第一八三条（略）不動産担保権の実行の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。
 - 一 担保権のないことを証する確定判決（確定判決と同の効力を有するものを含む。次号において同じ。）の謄本
 - 二 第九十一条第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がなくなつたことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の謄本

担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権によつて担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判上の和解の調書その他の公文書の謄本

- 四 担保権の登記簿の抹消に関する登記事項証明書
- 五 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行処分取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本
- 六 不動産担保権の実行の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本
- 七 担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本

- ② 前項第一号から第五号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所は、既にした執行処分を取り消さなければならない。
- ③（略）

（船舶の競売）

- 第八九条（略）前章第二款及び第九百八十一条から第九百八十四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行についての競売について準用する。この場合において、第九百八十五条第三項執行力ある債権者の正本とあるのは、「第九百八十九条において準用する第九百八十一条第一項から第三項までに規定する文書」と第九百八十一条第一項第四号中「一般の先取特権とあるのは、先取特権」と読み替へるものとする。

（債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等）

- 第九三条（略）第九百四十二条に規定する債権及び第九百八十七條第一項に規定する財産権（以下この項において、その他の財産権という。）を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書、権利の移転についての登記等要するその他の財産権を目的とする担保権で、一般の先取特権以外のものについては、第九百八十一条第一項第三号まで、第九項又は第九項に規定する文書が提出されたときに限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定若しくは土地取得法（昭和十六年法律第一百二十九号）による取用その他の行政処分により債権者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によつてするの権利の行使についても、同とする。
- ②（略）

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

令七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

民事関係等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令五・六・四法五三) 本則四二条(令七・二・三)までに施行

○担保権の実行としての競売の手続の調整

第九法令一覽

② 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について陪帯保全命令が第百九十九条の場合において、検査官が当該命令の原本を提出したときは、執行裁判所は、その訴を停止しなければならない。③ 場合における民事執行法規定の適用については、同法第百十三条第一項第七号(同法第百八十九条、第百九十九条又は第百九十九条第一項において適用する場合を含む。)の文書の提出があったものとみなす。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

令和年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和六・五・三)法四二 本則二条(令七・一〇・一)施行

第九法令一覽

① 本法第一号に掲げる用語の定義は、第九条の七、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条において適用する。

妊婦又は出産等についての申出があった場合等における措置

第二一条(略)

② 改正後の④⑤

④ 事業主は、労働者が第一項又は第二項の規定による申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをし得ない。改正後の⑥

育児休業等に関する定め等の周知等の措置

② 前条第二項から第四項までに定めるもののほか、事業主は、育児休業及び介護休業に関して、あらかじめ掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置(労働者が妊娠し、若しくは出産したこと又は労働者が対象家族を介護していることを知ったとき、当該労働者に知らせる措置を含む。)を講ずるよう努めなければならない。

所定労働時間の短縮措置等

① 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないもの(二)の所定労働時間が短い労働者として、厚生労働省令で定めることとする。

所定労働時間の短縮措置等

① 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないもの(二)の所定労働時間が短い労働者として、厚生労働省令で定めることとする。

有効な改正前規定 (組織犯罪処罰法 育児・介護休業法)

めるものを除く。)に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより、当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置(以下この条及び第二十四条第一項第三号において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。)を講ずなければならない。ただし、当該事業主が当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児のための所定労働時間の短縮措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

一 労働者の申出に基づき、当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするため、住居その他これに準ずるものと労働契約又は労働協約、就業規則その他これに準ずるもので定める場所における勤務(同条第四項において「在宅勤務」といふ)をさせる措置(同条第三項において「在宅勤務者の措置」といふ)。

二 前号に掲げるもののほか、労働標準法第三十二条第三項の規定により労働させざるその他の労働者の申出に基づき、厚生労働省令で定める当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置(第二十四条第一項において「始業時刻変更等の措置」といふ)。

改正により追加

第三三条の三

(小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置)
事業主は、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づき育児に関する目的のために利用するがてきる休暇(子の看護休暇、介護休業及び労働標準法第三十九条の規定による年次有給休暇)と与えられるものを除き、出産後の養育について出席簿において準拠することができる休暇を含む。)を与えるための措置及び次の各号に掲げる当該労働者の区分に応じ当該労働者に定める制度に準じて、それぞれ必要措置を講ずるよう努めなければならない。

改正により追加

第三三条の三

(小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置)
事業主は、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づき育児に関する目的のために利用するがてきる休暇(子の看護休暇、介護休業及び労働標準法第三十九条の規定による年次有給休暇)と与えられるものを除き、出産後の養育について出席簿において準拠することができる休暇を含む。)を与えるための措置及び次の各号に掲げる当該労働者の区分に応じ当該労働者に定める制度に準じて、それぞれ必要措置を講ずるよう努めなければならない。

改正により追加

第三三条の三

(小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置)
事業主は、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づき育児に関する目的のために利用するがてきる休暇(子の看護休暇、介護休業及び労働標準法第三十九条の規定による年次有給休暇)と与えられるものを除き、出産後の養育について出席簿において準拠することができる休暇を含む。)を与えるための措置及び次の各号に掲げる当該労働者の区分に応じ当該労働者に定める制度に準じて、それぞれ必要措置を講ずるよう努めなければならない。

改正により追加

第九条

事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第二

十一、第十二条第一項、第二十条の二から第二十条の五まで、第二十三条第一項から第三項まで、第二十四条第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二条に定める措置並びに子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職生活、家庭生活の両立を図るために行うために講ずべき他の措置の適切かつ効率的な実施を図るための業務を担当する者を選任するよう努めなければならない。

一 業務目的の解決

第五十二条の二 事業主は、第二項から第八項まで、第二十一条、第十三条、第二十三条の四及び第二十六条に定める事項に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成目とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関)を、このように努めなければならない。

(公表)

第五十二条の二 厚生労働大臣は、第六十六条第一項(第九条の第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条)において準用する場合を含む。、第七十一条第一項において準用する場合を含む。、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第七十九条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項、第八十三条第一項、第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第一百条において準用する場合を含む。、

(労働政策審議会への諮問)

第七十五条 厚生労働大臣は、第二十条第一号及び第二号から第五号まで、第二十三条の三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条において準用する場合を含む。、第八十一条第三項及び第四項、第九十条の四及び第九十一条第三項において準用する場合を含む。、第九十二条第二項、第九十三条第二項、第九十四条第二項、第九十五条第二項、第九十六条第二項、第九十七条第二項、第九十八条第二項、第九十九条第二項、第一百条において準用する場合を含む。、

○労働組合法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令相五・六・四四五）
 - 三 本則六条（令相七・二・二二）後施行

（和解）

- 第七案の四①⑤（略）
- ⑥ 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、労働委員会の会合が行う。民事執行法第十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。

- ⑦（略）
- ⑧ 第四項の和解調書及び第七項後段の執行文及び文書の謄本の送達に關して必要な事項は、政令で定める。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

令和六年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令相一・五・三二）法四二）附則第貳条之三（令相七・一〇・一）施行

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例

- 第四七条の三 労働者派遣の役務を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者に係る就業に關しては、当該労働者派遣の役務を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主となし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「労働者派遣法」とする。）の二、第二十一条第四項、第二十三条の二、第二十五条及び第二十五条の第一項の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

○雇用保険法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・雇用保険法等の一部を改正する法律（令相六・五・一七）法二）本則二条（令相七・一〇・一）施行

（失業給付）

- 第〇条④（略）
- ⑤ 教育訓練給付は、教育訓練給付金とする。
- 一、改正により追加
- 二、（略）

（被保険者期間）

- 第一四条①（略）
- 二、（略）
- 三、改正により追加
- ②（略）

（所定給付日数）

- 第三二条②（略）
- ③ 前二項の規定基礎期間は、これらの規定の受給資格者が基準日まで引き続き同一の事業主の適用事業に係る被保険者となつた日間に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除いて算定した期間とする。

- 一、二、（略）
- 三、四、改正により追加

第三三条①（略）

（住居費）

- 一 当該基本手の支給資に係る職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産、破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働省令で定める事由に該当する事態をいう。第五十七条第二項第一号において「同じ」とするときは、当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者と、厚生労働省令で定めるものは、解雇、自己の責めに帰すべき重

大な理由によるものを除く。第五十七条第二号において同じ。その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者

（教育訓練給付金）

- 第〇条の二① 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練に、厚生労働大臣が指する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合、当該教育訓練を受けている場合であつて、厚生労働省令で定める場合を除き、当該教育訓練に係る指定実施者により厚生労働省令で定められた場（以下「指定場」という。）において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

- 一 当該教育訓練を開始した日（以下この条において「基準日」という。）一般被保険者、被保険者のうち、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者をいう。次号において「同じ」とは、高年齢被保険者である者

- 二 前項の支給要件期間が、被保険者が基準日までの間同一の事業主の適用事業に引き続き被保険者となつた日間に被保険者となつた期間に係る被保険者となつた日間に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除いて算定した期間とする。

- ①（略）
- ② 教育訓練給付金の額は、教育訓練給付対象者が第一項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用、厚生労働省令で定める範囲内ものに限る。この額は、当該教育訓練の受講のために支払つた費用の額であることにより、当該教育訓練に係る指定実施者により証明がされたものに限る。この額は、百分の十以上百分の八十以下の範囲内において、厚生労働省令で定める率を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えないときは、その定める額とする）とする。

- ③ 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により教育訓練給付金の額として算定された額が、厚生労働省令で定める額を超えないとき、又は教育訓練給付対象者が基準日前厚生労働省令で定める期間内に教育訓練給付金の支給を受けたときは、教育訓練給付金は、支給しない。

新第〇条の三、第六〇条の四（改正により追加）

（給付制限）

- 第〇条の三① 偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした者は、当該給付金の支給を

受け、又は受けようとした日以後、教育訓練給金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、教育訓練給金の全部又は一部を支給することができる。

②前項の規定により支給訓練給金の支給を受けることができず、ない者としたものが、同項の規定す日以後、新たに教育訓練給金の支給を受けることができる者となつた場合には、同項の規定にかかわらず、教育訓練給金を支給する。この場合、第一項の規定により教育訓練給金の支給を受けることができなくなつた場合においても、前条第二項の規定の適用については、当該支給給金の支給があつたものとみなす。

④(改正前の第九〇条の五)
（高年齢雇用継続基本給付金）

①この条において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳到達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内であり、かつ、介護休業給金又は育児休業給金、出生時育児休業給金若しくは出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業をなかつた月に限るをいふ。

②(高年齢雇用継続基本給付金)
第六八条の二(略)

①前項の再就職後の支給対象月とは、就職日の属する月から当該就職の翌日から起算して二年当該就職の前日における支給日数が三百未満の同項の被保険者については、一年を経過する月の属する月、その月が同項の被保険者に六十五歳に達する日の属する月以後であるときは、六十五歳に達する日の属する月の期間内である月、その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、介護休業給金又は育児休業給金を支給を受けることができる休業をなかつた月をいふ。

③(介護休業給付金)
第六八条の三(略)

①前項のみならず被保険者期間は、介護休業同一の家族について、回上した介護休業をした場合にあつては、最初の介護休業を「す」を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

④(介護休業給付金の額)
 ①支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る介護休業期間

に始した日の前受給資格に係る離職の日をみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額とする。

②前項において「休業開始時賃金日額」とは、次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて、当該各号に定める日数(次項において「支給日数」といふ)を乗じて得た額の百分の四に相当する額とする。この場合における同条規定の適用については、同条第四項中「第二号に掲げる額」とする。

一、第一号に定める額とする。

⑤(育児休業給付金)
第六八条の七(略)

①第一項のみならず被保険者期間は、育児休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

②前項において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳到達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内であり、かつ、介護休業給金又は育児休業給金、出生時育児休業給金若しくは出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業をなかつた月に限るをいふ。

③(出生時育児休業給付金)
第六八条の八(略)

①前項のみならず被保険者期間は、出生時育児休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

②前項において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳到達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内であり、かつ、介護休業給金又は育児休業給金、出生時育児休業給金若しくは出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業をなかつた月に限るをいふ。

④(出生後休業支援給付金)
第六八条の九(略)

①前項のみならず被保険者期間は、出生後休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

②前項において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳到達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内であり、かつ、介護休業給金又は育児休業給金、出生時育児休業給金若しくは出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業をなかつた月に限るをいふ。

⑤(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された日数又は当該被保険者であった期間は、第二十七條第四第三項(第二十二條第二項)であるときは、第二十七條第三項(第二十一條の七第九項)において読み替へて適用する場合を含む」とする。改正により附則した。

⑥(出生時育児休業給付金)
第六八条の八(二)の二(略)

①第一項のみならず被保険者期間は、出生時育児休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

②前項において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳到達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内であり、かつ、介護休業給金又は育児休業給金、出生時育児休業給金若しくは出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業をなかつた月に限るをいふ。

③(出生後休業支援給付金)
第六八条の九(二)の二(略)

①前項のみならず被保険者期間は、出生後休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

②前項において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳到達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内であり、かつ、介護休業給金又は育児休業給金、出生時育児休業給金若しくは出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業をなかつた月に限るをいふ。

④(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された日数又は当該被保険者であった期間は、第二十七條第四第三項(第二十二條第二項)であるときは、第二十七條第三項(第二十一條の七第九項)において読み替へて適用する場合を含む」とする。改正により附則した。

⑤(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

こととなる賃金日額に相当する額に当該被保険者が対象期間内に出生後休業した日数(その日数が二十八日を超えるときは、二十八日)を乗じて得た額の百分の三に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第四項中「第二号に掲げる額」とあるのは、「第二号ハに定める額」とする。

⑥(育児時短就業給付金)
第六八条の二(二)の二(略)

①前項のみならず被保険者期間は、育児時短就業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

②前項において「支給対象月」とは、被保険者が育児時短就業を開始した日の属する月から当該育児時短就業を終了した日の属する月までの期間内にある月(その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、介護休業給金又は育児休業給金、出生時育児休業給金若しくは出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業をなかつた月に限る)をいふ。

⑦(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された日数又は当該被保険者であった期間は、第二十七條第四第三項(第二十二條第二項)であるときは、第二十七條第三項(第二十一條の七第九項)において読み替へて適用する場合を含む」とする。改正により附則した。

⑧(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された日数又は当該被保険者であった期間は、第二十七條第四第三項(第二十二條第二項)であるときは、第二十七條第三項(第二十一條の七第九項)において読み替へて適用する場合を含む」とする。改正により附則した。

⑨(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された日数又は当該被保険者であった期間は、第二十七條第四第三項(第二十二條第二項)であるときは、第二十七條第三項(第二十一條の七第九項)において読み替へて適用する場合を含む」とする。改正により附則した。

⑩(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された日数又は当該被保険者であった期間は、第二十七條第四第三項(第二十二條第二項)であるときは、第二十七條第三項(第二十一條の七第九項)において読み替へて適用する場合を含む」とする。改正により附則した。

⑪(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された日数又は当該被保険者であった期間は、第二十七條第四第三項(第二十二條第二項)であるときは、第二十七條第三項(第二十一條の七第九項)において読み替へて適用する場合を含む」とする。改正により附則した。

⑫(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された日数又は当該被保険者であった期間は、第二十七條第四第三項(第二十二條第二項)であるときは、第二十七條第三項(第二十一條の七第九項)において読み替へて適用する場合を含む」とする。改正により附則した。

⑬(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された日数又は当該被保険者であった期間は、第二十七條第四第三項(第二十二條第二項)であるときは、第二十七條第三項(第二十一條の七第九項)において読み替へて適用する場合を含む」とする。改正により附則した。

⑭(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された日数又は当該被保険者であった期間は、第二十七條第四第三項(第二十二條第二項)であるときは、第二十七條第三項(第二十一條の七第九項)において読み替へて適用する場合を含む」とする。改正により附則した。

⑮(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された日数又は当該被保険者であった期間は、第二十七條第四第三項(第二十二條第二項)であるときは、第二十七條第三項(第二十一條の七第九項)において読み替へて適用する場合を含む」とする。改正により附則した。

⑯(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された日数又は当該被保険者であった期間は、第二十七條第四第三項(第二十二條第二項)であるときは、第二十七條第三項(第二十一條の七第九項)において読み替へて適用する場合を含む」とする。改正により附則した。

⑰(労働政策審議会の諮問)
第七一条(一) 厚生労働大臣は、第二十四条の二第二項第二号、第

○児童福祉法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四・一二・一六法）（〇四）
本則六条（令和七・一二・一五までに施行）

第六条 児童相談所等の探るべき措置 ①（枉書略）

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に居所において、又は当該児童若しくは児童委員が指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童発達センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他の指導を適切に行うことができる者として内閣府で定めるものに委託して措置させること。
三 一八（略）

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四・一二・一六法）（〇四）
本則八条（令和七・一二・一五までに施行）

（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）

第四十条 医療施設の設置者は、その施設を運営するに当たつては、精神障害者の社会復帰の促進並びに自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）同条第十八項に規定する一般相談支援事業、以下「一般相談支援事業」という。）その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業に必要に応じて、これらの事業を行う者と連携を図るとともに、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

○銀行法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六・六・一九法五〇）附則四條（令和八・一・一施行）

第一〇条（業務の範囲）

① 略
② 略
③ 略
④ 金利、通貨の価格、商品の価格、算定額当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第七項定義）に規定する算定額当量その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値とを将来算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府で定めるもの（次号において「金融サービス取引」という。）のうち銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府で定めるもの（第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）
⑤ 一五（略）

○保険業法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六・六・一九法五〇）附則一五條（令和八・一・一施行）

第九八条（枉書略）

八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定額当量、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第七項定義）に規定する算定額当量その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府で定めるもの（次号において「金融サービス取引」という。）のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（資産の運用のために行うもの並びに第四号及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）
九 一五（略）

○貸金業法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・四法五三）
三）本則六〇条（令和七・二・二）までに施行

（特定公正証書に係る制限）

第〇条① 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債権者等から、当該債権者等が特定公正証書（債権者等が貸付けの契約に基づく債権の不履行の場合に強制執行を服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ）の作成を証人Aに託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

② 略

○金融商品取引法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・地温暖化政策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六・六・一九法五三）
附則七条（令和八・一・一）施行

（業務の範囲）

第八七条の二① 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けた場合には、金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引場）には、金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引場）を、その他の業務を別するは次の番号を指定する業務、算定額（量）地温暖化政策の推進に関する法律（平成三十年法律第十七号）第一条第七項に規定する算定額（量）をいう。）に係る取引を行う市場の開設の業務、商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務（株式会社金融商品取引所が行う場合に限る。）その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設の業務及びこれらに附帯する業務を行うこと並びに当該金融商品取引所（以下この項において「当該取引所」という。）の属する金融商品取引所グループ（金融商品取引所及びその子会社（第八七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この項、同条第六項から第八項まで及び第八七条の四の二第一項において同じ）の集団をいう。以下この項及び第八七条の四の二において同じ）又は金融商品取引所持株会社グループ（金融商品取引所持株会社及びその子会社の集団をいう。以下この項及び第百六条の二十三において同じ）に属する。以下この条（金融商品自立法）を含む。）（金融商品取引所を含む場合に限る。）に共通する業務であつて、当該業務を当該取引所において行うことが当該金融商品取引所グループ又は金融商品取引所持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に特に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該会社（当該取引所を除く。）に代わつて行うことができる。

② 略

○農地法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等一部を改正する法律（令和六・六・二二法六二）
本則二条（令和七・六・一〇）までに施行

（定義）

第〇条①② 略

③ 株式会社

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

一一八 略

九（改正により追加）

③ 第三項第五項及び第六項並びに前条第二項から第五項までの規定は、第五項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「申請書があるのは、申請書が、農地を農地以外のものにすることを求め又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれら土地について第三項第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて」と、「農地を農地以外のものにすることを求め」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替へるものとする。

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

違反転用に対する処分

第五一条①② 追加

③ 改正により追加

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

有効な改正前規定（貸金業法 金融商品取引法 農地法）